

金融商品の消滅の認識

金融商品はいつ財務諸表への計上をやめればよいのか？

金融調査部 研究員 斎藤航

今回は金融商品を新たに財務諸表に計上する「発生の認識」について説明しました。今回は、その逆の、それまで財務諸表に計上していた金融商品の財務諸表への計上をやめる「消滅の認識」について説明します。

金融資産の消滅の認識

「消滅の認識」とは、それまで財務諸表に計上していた金融資産や金融負債の計上をやめることをいいます。いつ消滅を認識するかという問題は、金融資産や金融負債の会計処理を行う上で重要になります。まず、金融資産の消滅の認識について説明します。

金融商品会計基準によると、金融資産は図表1の場合に消滅を認識しなければなりません。

図表1 金融資産の消滅の認識のタイミング

消滅の認識のタイミング	具体例
契約上の権利を行使したとき	債権者（現金などを貸した人）が貸付金を回収したとき
契約上の権利を喪失したとき	オプション ^(注1) の買い手が権利を行使しないままその行使期間 ^(注2) が終わったとき
契約上の権利に対する支配が他に移転したとき	有価証券の保有者がその有価証券を譲渡（売却）したとき

（注1）オプションとは、ある金融商品をあらかじめ決めた価格で売買するか選べる権利のこと。

（注2）通常、注1に記述したオプションはいつでも行使できるわけではなく、オプションの契約を締結する際に決めておいた期間（行使期間）でのみ行使することができます。そのため、オプションを行使せずに行使期間が終わった場合、オプションの買い手はオプションの権利を失うことになります。

（出所）企業会計基準委員会「金融商品に関する会計基準」より大和総研作成

第2回で説明した通り、大まかにいえば、金融資産は将来的に現金などの金銭を受け取れる権利を有しています。こうした将来的に現金などの金銭を受け取れる権利を使ったり他の人に移転したりするなどして、その権利がなくなった際に金融資産の消滅を認識するといえます。

有価証券の消滅の認識

第4回では、有価証券の買い手が有価証券を購入する際に、その有価証券を財務諸表に計上する発生の認識について説明しました。第5回（今回）は、有価証券の売り手が有価証券を譲渡（売却）する際に、その有価証券の財務諸表への計上をやめる消滅の認識について説明します。第4回で述べた通り、有価証券の発生の認識のタイミングには、約定日基準と修正受渡日基準という二つの基準があります。同様に、有価証券の消滅の認識のタイミングとしても、**約定日基準と修正受渡日基準**の二つが認められています。

第2回で説明した通り、有価証券は金融資産に該当します。そのため、前掲図表1にあるように、実際に有価証券を引き渡した受渡日に消滅を認識すべきとも考えられます。しかし、以下の二点などを重視し、金融商品会計基準（金融商品会計に関する実務指針）では、原則として有価証券の売買契約締結時点（約定日）に消滅を認識する約定日基準を適用することとされています。

- ① 有価証券の取引の場合、通常、売買契約を締結してから短期間で受け渡しが行われること
- ② 有価証券の価値（時価）が変動するリスクなどがすでに売買契約締結時点から買い手に移転していること

一方で、修正受渡日基準という方法も認められています。修正受渡日基準は、売り手が、約定日に譲渡損益（売却損益）のみを認識し、受渡日に有価証券の消滅を認識する方法です。なお、第4回で説明した通り、修正受渡日基準を採用する場合、翌期以降も継続的に修正受渡日基準で会計処理を行う必要があります¹。

有価証券の消滅の認識の具体的な会計処理例は[補論](#)を参照してください。

¹ ある企業が修正受渡日基準を採用している場合、異なる契約で有価証券の発生の認識・消滅の認識を行う際にも、修正受渡日基準で継続的に会計処理を行う必要があります。

金融負債の消滅の認識

金融商品会計基準によると、金融負債は図表2の場合に消滅を認識しなければなりません。

図表2 金融負債の消滅の認識のタイミング

消滅の認識のタイミング	具体例
契約上の義務を履行したとき	現金などの借り手が貸し手に返したとき(債務を弁済したとき)
契約上の義務が消滅したとき	オプション ^(注1) の買い手が権利を行使しないまま行使期間 ^(注2) が終わった結果、オプションの売り手がオプションに応じる義務がなくなったとき
契約上の第一次債務者の地位から免責されたとき	現金などの借り手が貸し手に返さなければならない義務(債務)が免除されたとき

(注1) オプションとは、ある金融商品をあらかじめ決めた価格で売買するか選べる権利のこと。

(注2) 通常、注1に記述したオプションを買い手はいつでも行使できるわけではなく、オプションの契約を締結する際に決めておいた期間(行使期間)でのみ行使することができます。そのため、オプションの買い手が権利を行使せず行使期間が終わった場合、オプションの売り手はオプションに応じる義務がなくなります。

(出所) 企業会計基準委員会「金融商品に関する会計基準」より大和総研作成

第2回で説明した通り、大まかにいえば、金融負債は将来的に現金などの金銭を支払わなければならない義務を有します。こうした将来的に現金などの金銭を支払わなければならない義務がなくなる際に、金融負債の消滅を認識するといえます。

以上のように、前回と今回で、金融商品を財務諸表に計上するタイミングと、計上をやめるタイミングについて説明しました。財務諸表に金融商品を計上する際には、その金融商品の価値がどれくらいなのか評価を行う必要があります。次回は、そうした金融商品の評価について詳しく見ていきます。

(次回予告：第6回 金融商品の評価)

補論：有価証券の売買における売り手側の会計処理例

以下の条件の下、有価証券の売買契約を締結したとして、会計処理例を示します。買い手側の会計処理例は第4回で示しましたが、今回は売り手側の会計処理例を示します。詳しくは、別の回で説明しますが、有価証券にはいくつか種類があります。説明の都合上、その中でも、売買目的有価証券という短期間の価格変動により収益の獲得を目的とする有価証券を想定します。売買目的有価証券は、約定日の時価（譲渡価額）と直前の帳簿価額（譲渡原価）の差額を譲渡損益として、有価証券運用益または有価証券運用損の科目名を用いて財務諸表に計上します。

条件

A社とB社（いずれも3月決算）は図表3のような有価証券（例えば上場株式）の売買契約を締結しました。日本の上場株式取引のルール（現行）では、約定日の2営業日後に受け渡し・決済を行うこととなっているため、売買例でも約定日（3/30）の2営業日後である4/1を受渡日とします。なお、有価証券の直前の帳簿価額は990円とします。

図表3 有価証券の売買例

3/30	約定日	時価:1,000円
3/31	A社・B社期末日	時価:1,010円
4/1	A社・B社期首日 ／受渡日	時価:1,030円

（注）3/31と4/1の時価は今回の会計処理例では使いません。

（出所）大和総研作成

1. 約定日基準による売り手側の処理例

【3/30 取引約定日】

有価証券の売り手は、約定日に取引の仕訳を行います。有価証券を貸方に記入（有価証券という資産の減少）することで、有価証券の計上をやめることとなります（消滅の認識をします）。ただし、現金はまだ入ってきていないため、借方には未収入金（資産の増加）として対価を記帳します。それと同時に、約定日の時価（有価証券の譲渡価額）1,000円と直前の帳簿価額990円との差額である譲渡益10円を有価証券運用益として貸方に計上します（収益の発生）。

（借方）		（貸方）	
未収入金	1,000円	有価証券	990円
		有価証券運用益	10円

【3/31 期末日】

有価証券の譲渡（売却）の会計処理は約定日に完了しているため、売り手の会計処理に期末日の有価証券の時価は関係ありません。そのため、仕訳なしとなります。

【4/1 期首日・受渡日】

受渡日に決済の仕訳を行います。未収入金を現金に振り替えます。

(借方)		(貸方)	
現金	1,000円	未収入金	1,000円

2. 修正受渡日基準による売り手側の処理例

【3/30 取引約定日】

修正受渡日基準では、売り手は約定日に有価証券運用益（譲渡益）のみ計上します（収益の発生）²。

(借方)		(貸方)	
有価証券	10円	有価証券運用益	10円

【3/31 期末日】

仕訳はありません。

【4/1 期首日・受渡日】

受渡日には、取引と決済の仕訳を同時に行います。有価証券を貸方に記入（有価証券という資産の減少）することで、有価証券の計上をやめることとなります（消滅の認識をします）。その対価として現金という資産を受け取り増加させるので現金を借方に計上します。

(借方)		(貸方)	
現金	1,000円	有価証券	1,000円

以上

² 約定日と受渡日との間に期末をはさむ場合、実務上は、期末日に譲渡損益を認識することも認められています。